

○村井座長 おはようございます。多少早いのですけれども、全員おそろいだということなので、せっかくですので、始めさせていただきたいと思います。「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」の第2回ということでございます。本日、御多忙のところを御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日出席されていらっしゃる委員、関係省庁の方は、座席表のとおりということでございます。

前回御欠席だった野間委員が御出席されていますので、御紹介させていただきたいと思います。野間省伸委員でございます。よろしくお願いいたします。

後藤委員、前村委員に関しましては、所用のために、コンテンツ海外流通推進機構の埴崎様、日本ネットワークインフォメーションセンターの石田様にそれぞれ代理出席をいただいております。

今回参考人ということでお招きしています、漫画家の三田紀房様、ソニー・ミュージックエンタテインメントの今野様、出版広報センターの樋口様、小学館の塩見様、集英社の伊東様、日本インタラクティブ広告協会の勝野様、植村様、柳田様という方々をお招きしております。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、正規版流通、これまでの海賊版対策、こういったことに対する知見を深めるために参考人からの御報告をいただいて、御議論させていただきたいという会でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会開催に先立ちまして、知財事務局の住田局長から御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○住田局長 皆さん、おはようございます。住田でございます。

前回、つい最近といいますか、先週の金曜日に第1回を議論させていただいたばかりでございますが、きょうは正規版流通を初めとする現在の状況とこれからの課題ということについて御議論いただきたいと思います。

前回も御議論いただきましたように、この海賊版対策、もちろん何らかの新しい法律の整備ありきということではなくて、あらゆる対策をパッケージでやらなければいけない。そのある意味で、これから新しいルールを何かつくっていくのだとすると、その大前提となるのが、この正規版流通がちゃんとできているかということでありまして、これがないことには、そもそもいろいろな議論が始まらないというか、いろいろな新しいことに着手することが難しいということにもなるかと思っておりますので、今までの御尽力、それから、これからさらにどのようなことをやっていかなければいけないかという点は、非常にこれからのこのタスクフォースにおける議論の大前提になるものと思っておりますので、きょうもぜひいろいろな現在の状況を教えていただいた上で、各委員の皆様から御意見なり、御質問なり、御注文なり、いろいろあると思っておりますので、忌憚のない御議論をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○村井座長 住田局長、ありがとうございました。

それでは、まず事務局からの資料の確認をお願いいたします。

○岸本参事官 それでは、お手元の議事次第をごらんいただきたいと思います。下のほうに配付資料の一覧を載せておりますけれども、本日の配付資料は、資料1が事務局の説明資料、資料2から資料5までが本日お招きしましたゲストスピーカーから御提出いただいた資料となっております。資料3の2ページ目は机上配付資料とさせていただいております。

その他、参考資料といたしまして、第1回会議での主な指摘事項ということで御用意しておりますのと、一番最後に本日のゲストスピーカーの一人でいらっしゃる三田参考人の御紹介のペーパーも1枚配付させていただいております。もし不足がございましたら、お申し出いただければと思います。

○村井座長 ありがとうございます。

それでは「正規版流通」と「これまでの対策の検証」ということでの議論に入りたいと思います。前半では事務局と関係省庁、参考人の皆様から御報告いただいて、全ての説明が終わった後に自由討議の時間を設けたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず、コンテンツ業界のビジネスモデルと海賊版対策の推移等について、事務局からの説明をお願いいたします。

○岸本参事官 資料1の御説明に入る前に、まず、前回22日の第1回における主な御意見を参考資料1にまとめております。詳細な議事録につきましては、追って御確認いただく予定ですが、まずはポイントのみということで整理させていただいているものでございます。

前回第1回では、正規版流通の取り組みやこれまでの対策について、より具体的な課題等について話を聞きたいという御意見ですとか、広告対策について限界も踏まえつつ、経済的な観点からの検討が必要であるといった御意見がございました。

また、4月13日の緊急対策に関する御意見ですとか、今後ほかの手段もあわせて総合的な手法の組み合わせに関する検討が必要であるという御意見、諸外国調査の必要性についての御指摘、あるいは制度的対応に際しての具体的な論点に関する御意見、その他、会議運営に関する御意見など、幅広い観点からさまざまな御意見をいただきました。この中には相互に両立しない御意見も記載させていただいておりますけれども、今回も含めまして、今後議論を深めていただく中で、今後の対応の方向性というものを考えていただければと思っております。

それでは、資料1について御説明させていただきます。

2ページ目、コンテンツ業界のビジネスモデルの変遷と海賊版対策の推移について、大まかな流れを整理しております。一番上、青い丸であらわしているところですが、音楽のデジタル配信サービスの流れをお示ししております。ガラケー時代の2002年ごろからレコチョクの着うた配信サービスというものが開始しまして、その後、2005年からiTunesの国内サービスが開始、その後、日本でもPCですとか、iPod向けのダウンロード配信が広

がる中で、その下ですけれども、定額見放題のサービスが2013年ごろから始まっており
ます。

その下、黄色い色であらわしているのが動画配信サービスの流れでございまして、2010
年ごろからそれまでのレンタルビデオ店からパッケージをレンタルするスタイルから、イ
ンターネットでデータをレンタルする形式に変わり始めまして、2011年ごろからHuluのよ
うな定額見放題サービスというものが上陸、2015年にはNETFLIX、Amazonプライムビデオと
いう2大サービスが開始している状況でございます。

アニメに関しましては、その下のオレンジ色であらわしております、アニメに特化し
た定額見放題のサービスが2011年から始まっております。

その下、書籍に関しましては、緑の色であらわしておりますけれども、2012年ごろから
Kindleですとか楽天Koboといった日本向けの電子書籍リーダーとコンテンツ配信サービス
というものが始まっておりまして、コミック誌の定期購読モデルも2014年から開始し、最
近、さまざまなアプリが展開している状況でございます。

その下、海賊版の傾向として、P2Pサービスを介した違法コンテンツの流通が問題視され
ていたところから、動画共有サイトの違法コンテンツが問題化するようになって、その後、
リーチサイトによる違法コンテンツの誘導など、侵害態様が多様化する。その後、今年の
秋ごろからですけれども、大規模な海賊版サイトが急速に拡大するといった変遷がありま
した。

その下、主に著作権法の改正という形で対応しておりますけれども、政府による制度的
な対応ですとか、民間の事業支援について、大まかにまとめております。

3 ページ目から、各分野別の売上額の推移をグラフでお示ししております。これは単位
が書いてありませんけれども、億円が単位となっております、音楽市場に関しましては、
2004年ごろからと比べまして、パッケージの売り上げはだんだん減少する傾向にございま
すが、そのかわりライブの売り上げが伸びている状況でございます。右上に2016年におけ
る割合をお示ししておりますけれども、「パッケージ」が26%、「配信」につきましては
8%、「ライブ」につきましては24%という内訳になっております。

その次が動画市場の内訳ということでございますけれども、こちらにつきましても、パ
ッケージの売り上げが減少するかわりに配信というものが伸びている状況にございまして、
右上の円グラフを見ていただきますと、動画に関しましては、テレビ放送の収益が圧倒的
に大きく83%となっており、その他の割合に関しましては「映画」が5%、「パッケージ」
が8%、「配信」が4%といった状況になっております。

5 ページ目、アニメ市場でございまして、アニメ市場の売り上げの推移に関しましては、
近年配信というものが非常に伸びている状況にございます。2016年の割合、右上の円グラ
フでごらんいただきますと、こちらもテレビ放送による収益というものがもっとも大きく、
39%となっており、「ビデオ」が25%、「配信」が15%になっております。

6 ページ目、漫画市場の内訳の推移ということでございますけれども、こちらも電子コ

ミックの売り上げがこの5年ほど急速に伸びている。そのかわりといいますか、コミック誌の売り上げについては減少しているということになっておりまして、2016年の割合ですけれども、右上の円グラフをごらんいただきますと、一番大きいのは本ですね。「コミックス」が43%、その次が「電子コミック」の売り上げで35%、その次が「コミック誌」の22%という割合になっております。

7ページ目、8ページ目、こちらは先日6月12日に知的財産戦略本部で決定をいたしました知的財産戦略ビジョンの抜粋をおつけしております。このビジョンですけれども、2030年ごろを見据えた新たな中期ビジョンということで策定しておりまして、まず「第1. 将来の社会変化につながると考えられる現在の環境変化や兆候」としておりまして、「1. 価値観・社会状況における変化の兆候」としましては、消費者需要の変化ということで、消費者が求めるものの主流が「モノ」から「コト」（体験）、「サービス」へと移り変わっているということ。例えば音楽業界でも、CDを買う「モノ消費」が減少する一方、コンサート（体験）にお金を払う「コト消費」や月額料金を支払い、好きな音楽が聞き放題になるストリーミングサービスが急増するなどの傾向が見られるということ。

あるいは、その次の「2. 新技術の進展と浸透」といたしまして、個人がクリエイターやサプライヤーへというところですが、サイバー空間の発展ですとか自動翻訳の発展に伴いまして、コンテンツやデータに関する距離、時間、費用、言語の制約というものが減少し、これまで以上に共有しやすくなるため、コンテンツの作成・発信というものが誰にとっても容易になり、また、それに対する対価徴収や利益配分の仕組みも技術的に整備されることで、ビジネス化が容易になる。従来ユーザーというのも容易にクリエイターやサプライヤーになることができるようになるということを記載しております。

また、その下、ブロックチェーン技術のようなデータの透明性と信頼性を確保するような新しい技術がコンテンツ分野を初め、いろいろな分野で注目され始めているということにも言及しております。

8ページ目、その上でといたしまして、このビジョンの中では、価値デザイン社会を目指すという方向性を打ち出しておりますけれども、個々の能力をほかの人と組み合わせ、あるいは融合させて新しい価値を生んでいくための具体的なシステムの例といたしまして、③のところですが、新しい技術を活用した次世代のコンテンツ創造・活用システムの構築というものを例示させていただいております。具体的な施策といたしましては、その下の矢印のところですが、ブロックチェーン技術等の新しい技術等の活用によって、コンテンツの権利管理と円滑な利用・利益配分システムの構築を促進していくということですが、下から2つ目の矢印にありますように、コンテンツの世界同時展開の取り組みに対する支援を実施するという。それとともに、一番下の矢印にございますように、悪質な海賊版サイトへの多層的かつ実効性のある対抗手段の導入に取り組むということも盛り込んでいるところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○村井座長 ありがとうございます。

引き続きまして、経済産業省から補足説明をお願いいたします。

○山田課長 経済産業省でございます。

今、知財事務局様から御紹介いただいた資料の続きの9ページ目以降で追加で御紹介させていただければと思います。経済産業省としては、2点、海賊版対策についての施策を行っておりまして、1点目が、平成29年度、昨年度の補正予算事業の内容でございます。海外の方が海賊版を見てしまう理由の一つとしてよく挙げられるのは、日本では放送されているけれども、なかなか海外には正規版が出てこない。正規版が出てくればきちんとお金を払って見るのにといい声があることを受けまして、日本のコンテンツの配信から同時に海外でも配信、または放送などを行うような場合には、そちらについて、ローカライズやプロモーションを支援していこうという事業でございます。

10ページ目、こちらブロックチェーンを活用したコンテンツビジネスということで、これは一つ、調査をしたという程度でございますけれども、基本的にブロックチェーンを活用することで、新しい市場を生み出し、その部分でコンテンツ産業が裨益するというのがまず1点と、それにあわせて、ブロックチェーンというのがトレーサビリティが非常に高いということがありますので、こちらの技術と、あとはいわゆるフィンガープリントなどとかDRMといったコピー対策の技術を併用することで、強い海賊版対策にも資することになるのではないかとというような考えでございます。今後、こちらのほうは技術的にもどういふものができていくのかというのはこれからの課題だと思っておりますので、また引き続き検討していきたいと思っております。

以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

引き続きまして、参考人の皆様からの御報告をいただきたいと思っております。

まずは三田様から、漫画家の立場ということで御報告をお願いいたします。

○三田様 どうもおはようございます。10分ほどお時間を頂戴いたしまして、漫画家としての立場から、今回の会議に対して何かお話をさせていただきたいと思っております。

3点お話をさせていただきまして、1点目はまず漫画家としての経済環境、いわゆる制作にかかるコストについて、皆様に御案内をいたしたいと思っております。2点目が海賊版等、違法サイトが我々漫画界にどのような影響を与えるのかという点について。あと、お時間が少しあれば、今後の漫画界の将来について私なりの意見を述べさせていただければと思います。

まず最初に、我々漫画家のいわゆる制作にかかるコストについてですが、現在、私は週刊連載を2本制作いたしております。大体週刊連載は、月にコストが最低200万ぐらいかかります。余裕を持って制作を円滑に進めるためには300万ぐらいは必要かなと考えられています。月に大体200万、平均して250万と考えていただいて、それに対する収入が大体原稿料という収入になるのですけれども、これがほぼ同額、つまり、漫画制作というのはほ

ば原価率100%、ほぼコストで原稿料は消えてしまうという構造になっています。

では、我々の収入、純利益をどのようにして上げるかという点、これは単行本という紙媒体でまず賄われるわけですが、週刊連載の場合、これが紙の単行本として出るのが連載を始めて3カ月後になります。つまり、3カ月たないと実際の純利益を我々は得ることができない形になっています。しかも、これがある程度人気があって、売り上げの数字がよければ続いていきますけれども、非常に我々は人気商売ですので、評価が得られないとそこで打ち切りという形になりまして、それ以降、単行本を出すことはできない。イコール、すぐ失業という形になるわけです。

つまり、非常に厳しい現実ではありますけれども、原稿料収入をもう少し上げればいいのではないかという声もあるのですが、御案内のとおり、非常に紙の雑誌、あるいは単行本の売り上げが年々減少していますので、現実的に出版社側として、原稿料そのものを上げるのはまず不可能と考えていただいて結構だと思います。

紙の売り上げが年々減っていきまして、我々は非常に厳しい制作環境に置かれているわけですが、ここ2010年、2011年ごろから、一つの我々に対する神の救いというか、電子書籍というものが登場してきて、これによってかなり経済環境が劇的に好転したと言ってもいいかと思います。今回の会議に際して、私なりに2017年の私の収入に対する電子の売り上げを急遽計算したところ、実に2017年は60%を超えるという電子の売り上げがありまして、私も驚いたのですが、年々非常にパーセンテージが伸びていると言ってもいいかと思います。我々にとっては電子の売り上げというのは、まさに非常に劇的に我々の環境を改善してくれる大変大きな財源になっています。

我々漫画界は、100人デビューして成功するのは恐らく1人いるかいないか。成功確率1%以下の非常にある意味ギャンブルと言ってもいい世界になるわけですが、私が思うに、実は失敗した99人、これが非常に大事だと考えています。たくさんデビューしてたくさん競争できる環境、これが日本の漫画界をこれまで発展させてきた非常に大きな原動力ではないかと思っています。一部の天才がヒット作を生むだけということでは、その分野は必ず衰退するのではないかと。たくさんチャレンジする若い人たちがいて、そのチャレンジする機会をたくさん与え続ける。これが数多くの漫画界の天才を生んできた土壌であると私は考えています。ですから、紙媒体で非常に苦しくなってきた出版界ですが、ここに電子書籍という新たな大きなビジネスチャンスが生まれてきたことを、我々漫画界は大きく、それをさらに発展させていただけるような仕組み、取り組みをしていただきたいと思います。特に、そういうたくさん若い人たちがチャレンジできる環境を我々はつくって、次の若い作家さんたちに引き継いでいかななくてはならないと考えていますので、この電子書籍の分野がさらに発展するように、我々漫画界自身も考えていきたいと考えています。

最後に一言だけ、漫画界の将来についてですが、あとここ5年、10年以内には、今度は漫画界は国際競争という新たなフィールドに立ち向かっていかななくてはならない。何とい

ってもライバルは中国になると思います。中国の物量は日本の比ではないというか、今、はやりの半端ない攻勢をかけているわけです。

私はここで一つだけ御案内したいなと思うのは、ゴルフかサッカーかということだと思います。ゴルフもサッカーもイギリスがルールをつくりました。競技のルールはイギリスが母国であります。しかし、ゴルフは圧倒的にアメリカに全て市場を奪われてしまった。ただ、サッカーは世界展開が非常にうまくいった。イギリスにもプレミアリーグという非常にすばらしい大きなリーグがあります。このビジネスモデルが一つ、私は参考になるのではないかと。

日本は漫画の母国であります。ルールをつくった国でありますので、このルールを未来永劫、日本の最大の価値としてどうやって中国が席卷する市場でその存在感を高めていけるか。これが漫画界に課せられた次の大きな課題だと思っていますので、そのためにも各出版社、電子書籍という非常に新たなビジネスで体力を強化して、ぜひとも次世代の国際競争に打ち勝っていただきたいと思いますと思って、私のお話は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○村井座長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、今野様から、音楽業界の海賊版対策の取り組みと新しいビジネスモデルの展開に関してのお考えをお伺いさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○今野様 おはようございます。ソニー・ミュージックの今野と申します。

私はソニー・ミュージックの中で、着うたとか着うたフルというようなダウンロードビジネスのビジネスモデルをまず開発した後、それを総合的にやっておりますレコチョクという会社の社長も、出向しまして、務めさせていただきました。その後、実は電子書籍のほうもブックリスタという会社で仕事をしておりまして、4年前から今のソニー・ミュージックにまた戻りまして、仕事をしている次第でございます。ですから、きょうはソニー・ミュージックとして、音楽の立場から海賊版についてお話をさせていただきたいと思えます。

グループ概要は省略させていただきますけれども、資料の中の概要でございます。その中で、昔は音だけの海賊版サイトもたくさんあったわけでございますけれども、今はほとんど動画サイトの中に音楽を埋め込む。例えばアーティストの映像などももちろんですけども、実はジャケット写真だけで動かない画像に音楽を張りつけて音楽を流通させるというのが非常に多くて、ここにあるように、代表的なところで言うとYouTube、ニコニコ動画、Dailymotion、Anitube、bilibili、Rutubeというものがいろいろございまして、我々はこの中で目視パトロールをしながら削除要請をして、ほとんどのサイトは削除要請に応じていただいて、その都度ドロップさせていただくということを今、日常やっております。

ただ、その中でも、例えばAnitubeという、これはブラジルのサイトだと思いますけれども、こちらは一切削除要請に応じてくれないということがあったり、もちろん削除要請に

ほとんどのところは応じていただいているのが現状ですけれども、それ以外にまた非常にたくさんのサイトがございますので、なかなか追いついていないというところが現状でございます。

次に、削除要請実績数でございます。ここが一番今回大きなところではないかと思いますが、そのときにYouTubeさんが最近、CMSという仕組みを使って海賊版対策をしていただいています。Content Management Systemの略でございますが、これはどういうものかというところ、ありとあらゆる日本で発売になっている音楽の波形をYouTubeさんのフィルターに登録しまして、これではじいていくということをCMSがやっております。下の自社探索については、我が社のほうで目視によって探索したものを削除しているということでございます。ここにあるように、2014年の段階ではYouTubeのCMSは約10万件、自社探索については24万件という削除要請が実績数でございます。ただ、これがCMSのほうが非常にふえて、昨年17FYについては、CMSのほうで約86万件、自社探索のほうは約30万件と、ますますこのシステムによって海賊のファイルを削除要請しているという状況でございます。これも発売になっている曲の波形を全てこちらのほうに提出しておりますので、そういう一連の流れができておりますので、こういうことが可能になっているということでございます。ですから、なかなか目視によって全てを把握していくというのは非常に困難な状況でございますので、もちろんこれは必要でございますが、こういうテクノロジーを使ったこれからの海賊版対策がより重要な形になっていくのではないかと考えております。

その下にある権利ビジネスのあるべき姿、これは先ほど三田さんがお話しになったのと全く同じですが、とにかくクリエイターがつくったものからきちんと対価が得られない限り、価値創造の循環は行われなくなります。インターネットで無料でユーザーが楽しむことによって、非常に対価が失われていく。これはこちらのほうでは改めてお話しすることではないかと思いますが、これによって我々のビジネスも崩壊しますし、一番が制作者・クリエイターの方の存在が危うくなってしまうということも考えております。

ちょっと飛ばさせていただくと、その中できょうお話ししたいのが、後ろのほうにありますレーベルゲートとレコチョクというものであります。レーベルゲートとレコチョクという2社、これはどちらも配信会社でございますが、実はどちらもレコード会社が主になってつくった会社でございます。たまたまでございますが、両社とも私が社長の経験がありますのでお話ししておくと、まずレーベルゲートのほうは、2000年5月に設立したものです。これは主要レコード会社が、音楽配信のバックヤードを担う会社として設立しました。現在はハイレゾダウンロードのビジネスが中心でございます。実は、レーベルゲートはPCの配信についてスタートしたわけですが、それを話している中で、モバイルのこともきちんとやろうということで、これを受けて、対となるような形で2001年にレコチョク、当時はレーベルモバイルという会社でしたが、名前を変えてレコチョクでございます。こちらのほうがスタートしまして、2002年にまずは着うた、2004年に着うたフルというビジネスをスタートしました。

こちらはとにかくレコード会社が集まったことによって、同じ目線でビジネスを開発していくということで、皆さんで知恵を絞りながらビジネスを展開して、既に着うたは使命を終えて、どちらかというと普通のファイルダウンロードのほうに移行しておりますが、そのときに、各コンテンツホルダーのレコード会社間で、とにかくこのビジネスを育てていくという意見交換をたくさん行いました。とにかく毎週のように会って、これからのビジネスを立ち上げていくためには海賊版を撲滅しなければならないという動きを得ました。

これは相前後して申しわけありませんが、実は我が社、ソニー・ミュージックのほうに先にネット対策をしまして、2006年にサイバーアクションチームというものを社内に立ち上げて、通称CATという名前で作らせていただいておりますけれども、これをいまだに続けておりまして、何人もこのセクションに置いて、目視で海賊版の対策をしていると。実は、それを受けて、レコード協会のほうで2013年に著作権保護・促進センターを設立したということでございます。そのとき、我が社からもノウハウがございましたので、レコード協会のほうにそのノウハウをある程度移設した状況もございまして、業界を挙げて、とにかくビジネスを立ち上げるために、海賊版をどう撲滅していくかということを考えていくことが重要だったのではないかと思います。たまたまですが、音楽業界は音楽ファイルという特質で配信ビジネスがスタートしたのが非常に早くて、2002年からが実質のスタートでございまして、対策も少し早かったという事実でございまして。

あと、最近の動きでございまして、聞き放題などのサブスクリプションのことが非常に出てきておりますが、実はアメリカと日本の状況は非常に異なっております。日本の市場で言うと約400万サブスクライバーの市場でございまして、まだまだ発展途上でございますが、実はアメリカは既にサブスクライバーで言えば4,000万から5,000万ぐらいの市場でございまして。だからといって、日本の市場が非常におくれているというよりは、日本の多彩な市場だと私たちは捉えておりますが、日本とドイツがいまだにパッケージが強くて、7割ぐらいはまだパッケージでございまして。ただ、今後サブスクリプションのサービスがどんどんふえていくことは確かだと思っております。これによってコンテンツ業界の底上げというか、特に若年層への訴求、それについては非常に効果があるものではないかと思っておりますので、ますます海賊版への対策が必要なのではないかと思っております。

簡単でございまして、音楽業界からのプレゼンをこれで終了させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○村井座長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、出版広報センターから、出版界の正規版流通の取り組みについての御説明をお願いいたします。

○塩見様 小学館の塩見といいます。よろしくをお願いいたします。

本日は、私は出版広報センターに設置されました「海賊版」緊急対策ワーキンググループの座長の立場ということでお話しさせていただければと思います。

出版広報センターと申しますのは、日本書籍出版協会、日本雑誌協会ほか、出版9団体

で構成されておりまして、出版界が共通して抱える課題について、迅速かつ的確な広報活動を行うことを目的に設立されたものです。その事務局会議において、海賊版対策というのは出版界が今、取り組むべき最優先課題だと定義されまして、3月に発足したのがこのワーキンググループということになります。これまでも個社ごとに10年ほど前から海賊版サイトへの削除要請などの対応を行ってまいりましたが、昨年来の海賊版サイトの横行に対して、業界を挙げての広報活動が必要だと。事ここに至っては、もっと顔の見える形で出版界としてユーザーに直接訴えるべきだ、訴えようということになった次第です。

このワーキンググループのタスクは2つ。一つは、海賊版に対する情報の一元化、それともう一つ、これが一番大事なことだと私どもは思っていますけれども、出版界としての海賊版に対する情報の発信ということです。とりわけユーザーの皆さんへの発信ということで、先ほど来、ずっとお話がありましたけれども、海賊版を利用するということは、違法行為に手をかすことであり、本来漫画家や作家、クリエイターが得るべき原稿料や印税が入らなくなることで、彼らの生活基盤を揺るがせて、その結果、結局ユーザー、読者が楽しめる作品がなくなってしまうことになりかねないという、いわゆる創造のサイクルが毀損されることになるということを海賊版のヘビーユーザーである若い世代にも理解してもらおうという試みです。

そのためにこれからどういうことをやっていくかということについて、簡単に御説明したいと思います。例えば今までいろいろな形でこのような広報活動をやってまいりましたが、雑誌の1ページを使った意見広告とか、そういうことをやってまいりましたが、若い世代にアクセスするためということで、出版各社が持っているSNSなどを使って、各社の人気キャラクターを動員して、若い世代に呼びかけていこうと考えています。例えばコミック誌のTwitterには10万単位のフォロワーがいます。そこに、遠くて余りよく見えないかと思いますけれども、このような「STOP! 海賊版」という、これは角川さん、講談社さん、集英社さん、小学館の『名探偵コナン』であるとか、『ONE PIECE』であるとか、こういうキャラクターが一堂に会するというのはかなり珍しいことなわけですが、こういうものをいわゆるTwitterの入り口におきまして、それでここをクリックすると、基本的に先ほど申し上げたようなメッセージを見ることができるといことでございます。例えばそこに人気漫画家の先生たちに、その先生たちはそれぞれ数多くのフォロワーを持っていますので、そういう先生たちにもお願いしてリツイートしていただき、そうすると、漫画家の先生たちのアカウントからメッセージを見ることができるようになるということで、このようなメッセージをどんどん拡張することを考えています。これを7月中には実現させていきたいと考えています。

このような試み以外にも、個社レベルということですが、例えば弊社小学館では、既に6月発売の定期刊行コミック誌及び増刊誌23誌で「NO! 海賊版・違法サイト」という告知広告を行っています。また、CODAさんと経済産業省が作成した『名探偵コナン』が登場する「NO! 海賊版・違法サイト」の動画についても小学館のホームページで見ることが

できるようになっていますし、これを弊社が提供するテレビ番組で何がしか流すことができないだろうかということも検討させていただいている次第です。

とはいえ、小中学生などの若い世代に単に海賊版サイトを利用しないでくださいと呼びかけても、どれが海賊版サイトなのか、どれが著作権者の許諾をとった正規版サイトなのかよくわからないといった問題があります。そこで、今後は正規版サイトの画面にはホワイトマーク、いわゆる「正規版マーク」を提示するようにお願いすることもしていかなければならないと思っています。そのために、現時点、いわゆる正規版マーク、ホワイトマークを作成して商標登録をするということをやっているところです。海賊版サイトが勝手にそのマークを使った場合には肖像権侵害で訴えられるということになります。

さらに、どのサイトにホワイトマークを付与するのか、正規版サイトのホワイトリストを現在作成しているところです。その後、基本的に正規版サイトの画面にホワイトマークを提示するよう電子書店各社に依頼していきます。現時点、そのような形で電子書店各社とも協議が進んでいるところで、これについては9月までに実現を目指していきたいと思っています。

先ほどのユーザーの方々への情報発信ということでも、このマークがついているサイトをぜひ御利用くださいというようなメッセージも、これから呼びかけていきたいと思っている次第です。

今、ずっと申し上げたのは、いわゆるワーキンググループが中心になってお願いしている案件ですけれども、と同時に、出版各社としても、これまで海賊版サイトへの削除要請、警告書の送付ですね。実際に削除要請して一旦取り下げられてもまたアップされるというようなことで、そういう意味では、効果は限定的かもしれませんが、そのようなことは続けてまいっておりますし、インターネット広告の海賊版サイトへの出稿停止要請であるとか、いわゆる違法サイト、あるいはリーチサイトとか、そういったところについて、警察と連携して摘発協力などもしてまいっているところです。海外のサーバー・サービスへの削除要請とか警告書の送付、現地の弁護士と連携して対応するというのもやっております。

最後になりますけれども、いわゆる現状、海賊版サイト「漫画村」閉鎖後の復旧状況について、簡単にお話しできればと思っています。もちろんこれは正確には6月末までの売上状況を見ないとはっきりしたことは申し上げることができません。というのは、5月というのは、連休、ゴールデンウィークということもありまして、結構特別にキャンペーンをやったりしますので、そこら辺の経過も踏まえて見ていくという意味では、6月の売り上げまで見ていかないと、正確なことは申し上げられないと思っていますけれども、概要としては、閉鎖された後の復旧状況は順調に推移しているのではないかと思います。別紙で、これは机上配付とさせていただきましたのは、先ほど申し上げたように、あくまで現状、このような数字ですけれども、極めて限定的な数字ということでお含みおきいただければと思います。

出版A社の場合ですと、2018年3月、これは「漫画村」の影響が最大の月だったわけですが、前年同月比108%、「漫画村」がなければもっと伸び率があつたはずですが、4月にはこれが前年同月比130%と、かなり回復しております。

電子書店B社の場合、これは若年層に強い電子書店ですが、2017年3月と2017年5月の売上げを比べますと、伸び率は6%、このときは「漫画村」の影響はなかったわけですが、2018年3月の売上げと2018年5月の売上げを比べますと、伸び率31%ということで、「漫画村」の影響から回復しているところが見られるのではないかと考えています。

電子書店C社の場合も若年層に強い電子書店ですが、同じく2017年3月と5月と比べると、売上げ伸び率5%、それに比べて、2018年3月と比べて、2018年5月は売上げ伸び率58%ということで、「漫画村」の影響から回復しているところが見られるのではないかと。いずれもキャンペーンの効果等があると思いますけれども、例えば電子書店C社の場合などですと、2018年4月期の新規購入者が対前年比で2倍、過去最高を記録したということがあります。そういう意味でいいますと、現状、「漫画村」も事実上、閉鎖に追い込まれて、政府による緊急対策の効果というのは、アナウンス効果も含めてあつたように思います。ですけれども、このままではいずれ第2、第3の「漫画村」が登場して、市場を混乱に陥れるのは明らかだと思います。そういう意味では、出版界としても、海賊版撲滅へ向けて、先ほど申しましたことを含めて、あらゆる対策を講じてまいる次第ですが、完全な海賊版撲滅へ向けては、何らかの法的整備があつてしかるべきではないかと考える次第です。

あとは具体的に補足していただければと思います。

○伊東様 集英社の伊東でございます。少しだけ補足させていただきます。

出版社も長年海賊版対策にしっかり取り組んでおりまして、数字を申し上げさせていただきますと、個社の最近の月間の削除要請数は4万で、年間だと44万で、これを出版各社がやっているの、相当な数になると思います。

2016年度、経産省さんと一緒に取り組んだ6つの悪質なリーチサイトへの集中削除対応ということで、短期間、9カ月間に268万ファイルの削除要請を行い、ほぼ全部削除できたのですが、彼らは再アップロードを繰り返して、結局閉鎖に追い込むことができませんでした。通常の侵害対策で言うと、海賊版サイトを閉鎖に追い込むことが非常に困難な数字だと思っております。

以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

引き続きまして、後藤委員の代理で出席していただいているコンテンツ海外流通促進機構の埴崎様から、これまで実施してきた海賊版対策についての御報告をお願いいたします。

○埴崎様 ただいま御紹介にあずかりました、コンテンツ海外流通促進機構、通称CODAの事務局長をしております埴崎と申します。

本日、後藤が所用のため欠席させていただいておりますので、私から簡単に御説明させていただきます。

資料4をごらんいただければと思います。1ページ目、CODAの概要を簡単に御説明させていただきます。CODAですけれども、2002年に経済産業省様と文化庁様の支援のもとで、日本コンテンツの海外の流通の促進を目指して設立された業界団体として、現在は、このページの下に書かせていただいておりますが、企業会員35社、団体会員15団体という構成として、音楽会社様、映画会社様、アニメ制作会社様、テレビ局様、出版会社様等が企業会員として参加しております。

2ページ目、これまでの対策として、まず最初に挙げられるものとしては、各違法サイトへの削除通知というものになります。CODAでは各会員企業様が削除通知を打つためのシステムを提供しておりまして、これがCODA自動コンテンツ監視・削除センターというものになります。これはオリジナルコンテンツを事前に受け取る、もしくは放送と同時に取り込んで、フィンガープリントを作成し、それと違法サイトをクロールして見つけてきた動画をマッチング（照合）させて、マッチした結果、違法動画ですねというのに関して、動画サイトに対して削除通知を発出するというものになります。

こちらに関しては、これまでには動画の照合だけをしておりました。要は、映像のマッチングだけをしていたのですけれども、皆様、YouTubeなどをごらんになればわかりますとおり、画角を変える動画などが出てきて、要は、動画の周りに黒い枠をつけたり、広告をつけたりする動画が出てくる関係で、動画のマッチングができない違法動画が出てきました。この関係で、CODAとしましては、最近では動画の照合だけでなく音声の照合も行って、侵害の判定を自動的に行うということをやっております。

さらに、キーワード検索で基本的には侵害サイトで動画を見つけているのですけれども、それですとひっかからない違法コンテンツなども出てきましたので、目視の監視チームを置いて、最近では監視を行っております。それによって見つけたものについて削除要請をしていて、その結果に基づいて、違法サイトに係るブラックリストなどをCODAでは作成しております。

3ページ目、これはこれまでのCODAの削除要請数と削除率についてまとめさせていただいております。直近の2017年度ですと通知数19万件で、それによって削除できた動画数ですが、17万7,000件になっていて、削除率90.69%になっております。基本的には、主要なサイトに関してはほぼ消していただいております。これは補足説明いたしますと、当然ですが、上のほうに書かれている動画などについては、今は削除率99%とか100%になっておりますが、最初からこうだったわけではありません。CODAは設立当初、インターネットの侵害対策が出てきたのはもうちょっと後からですけれども、最初のころは当然削除率は低かったわけです。これに対して何をしていたのかというと、CODAとしては、各サイトに訪問して、何で消してくれないのだというようなことをやってきて、地道にそういったことをやってきた結果、各サイトが応じるようになってきていただいて、最近では100%というこ

とを維持できているサイトが多くなってきております。

さらに、最近でも当然ながら、突然削除しなくなるサイトなどもあるので、サイトの所在がわかっているところに関しましては、そういったことが起きるたびに各サイトを訪問するなりして、改善を求めるといようなことをやって、この削除率を維持しております。

しかしながら、当然ながらそういった削除要請に応じないサイトもありますし、今、言ったとおり、所在がわかれば行ったりするなどして対応することができるのですけれども、わからないサイトもあって、消えないサイトが最近では出てきていて、削除率が徐々に下がってきている状況にあります。

4 ページ目、これは今までの削除要請というのは、動画を任意に消してもらっているもので、それとは別に権利行使というものも当然ながらやってきております。しかしながら、これもなかなか難しい問題に直面しております。2 つほど例を出したいと思いますが、一つは、このMioMioというサイトになります。これに関しては、先ほど3 ページ目にも書かれておりますとおり、削除要請は日々繰り返しておりますが、全然対応されないという状況になっております。2015年の9月にレジストラに削除要請を出したところ、1 日だけアクセスは不能になりましたが、すぐに全く同じような形で復活しました。これについては中国にサーバーがあって、中国に運営者がいるということまではわかったので、中国の国家版權局というところに情報提供をして、どうかしてくださいということを2016年6月にしております。中国においては、補足説明しますと、劍網行動ということをやっております、それはインターネット上の海賊版対策取り締まりキャンペーンというものを国家版權局が日本で言うところの警察庁に当たる公安局などと連携して行っているものになって、そこで広くインターネット上の海賊行為の情報を募っているので、それらへの情報提供を行いました。国家版權局と調整した結果、正式に行政投訴、国家版權局は日本と違って行政庁ですけれども、捜査権及び取り締まりすることができる権限を持っておりますので、行政投訴してくれれば対応しますということで、2016年11月に行政投訴を行いました。その結果、2017年3月に国家版權局から行政指導及び罰金が、このMioMioの運営者に対して課されたところ、この運営者は何をしたのかといいますと、ジオブロッキングというものを行いました。

これは何なのかというと、5 ページ目を見ていただければと思いますが、要するに、中国国内では見られなくしたということを彼らには行いました。ですから、中国の捜査機関も見られませんし、一般ユーザーも見られなくなるという状況ですけれども、日本からはアクセス可能で見られるという状況が生まれました。こうなってしまった結果、中国側から、中国ではもう見られないという結果で、クローズしてやったぞという報告が入るわけですけれども、それで我々はいつとき喜ぶわけですが、日本から確認すると、日本からはまだ見られるというような状況で、これはどうなっているのだということで、CODAで北京センターというものもありまして、北京センターにいる者に、中国では本当に見られないのかということを確認すると、見られないということになったと。これについて、中国の国家

著作権局に、前のページに戻りますが、2017年の3月に中国で見られなくなったけれども、日本ではまだまだ見られているので、これはどうかしていただきたいという要請をしに行つたのですけれども、中国側からは、対応できないという回答でした。なぜならば、中国国内において公衆送信権侵害がないというので、なかなか対応することは難しいよねと。あげく、日本で見られるのが困るのだったら、日本で見られないようにすればいいではないかというようなことを言われました。なかなか困ったなということで、これはそういう状況でした。

6 ページ目、Anitube、先ほど今野様の御発表でも出てきたサイトのもともとのサイトになりますが、Anitubeというサイトがブラジルにありました。ここに関してもCODAとしましては、削除要請は日々打っておりますが、一切削除にに応じていただけないという状況です。さらに、アメリカのCloudflareが中継サーバーとして使われているのですけれども、これに関しても、これまで1,500件以上削除要請を行っておりますが、特に消えるということはありません。これに関しては、非常に運がよかったですのですけれども、運営者がわかったので、これについても権利行使を行っております。

7 ページ目、2016年3月の末にブラジルのウベルランジアというところに運営者がいたので、ウベルランジア警察に告訴状を提出いたしました。これに関して、ウベルランジア警察は捜査を行ってくれたのですけれども、その結果、下のほう、2017年1月に被疑者宅の家宅捜索が行われて、サーバーやPCなどが押収されました。しかし、それが押収されてもサイトはとまらなかったです。一部のコンテンツが消えたというのはあったのですけれども、ほぼ全てのコンテンツが別にそれに影響を受けることなく見られるという状況が続きました。

その後、PCのフォレンジック調査などについて、警察や検察と調整を行った結果、2017年の10月にウベルランジア警察がこの運営者の方を刑事起訴いたしました。しかしながら、この運営者の方、実はこの家宅捜索のタイミングで既に海外旅行に行っているなどという理由でいなかったのですが、そのまま所在が不明になり、現状、どこにいるのかよくわからないという状況で、なかなか第1回公判期日も開かれないという状況になっています。

そういった形で、今の2例は実は運営者がある程度わかった運のいい事例なのですけれども、8 ページ目を見ていただければと思いますが、これは前回の会議の際に後藤から若干御紹介させていただきましたけれども、現在ではこういった中継サーバーやオフショアホスティングというものが利用されて、なかなか誰が運営しているのかつかみにくいという状況で、先ほどのような権利行使ができるということもそれほど多くはないのかなと考えております。

しかしながら、9 ページ目になりますが、削除要請も応じてくれない、権利行使もなかなか難しいというだけで、手をこまねいているわけにもいかないのです、CODAとしては、間接的な対策ということも行っております。

まず1つ目、10ページ目をごらんいただければと思いますが、セキュリティーソフト会

社様に御協力をいただき、フィルタリングと我々は言っていますけれども、そういうことも行っております。これはCODAのほうで、先ほどの削除センターなどをもとにつくったブラックリストをセキュリティーソフト会社様に御提供させていただいて、そのデータベースに反映してくださいというお願いをしております。これで反映してもらえたサイトに関しては、そのセキュリティーソフトが入っているPCからアクセスしようとする、皆様、見たことがあるかもしれませんが、警告表示が出るという対策は行っております。

11ページ目、検索結果の表示の抑止という要請もCODAでは行っております。これはGoogle様などに御協力いただいているところではありますが、2014年から、CODAとしてはこの取り組みを始めておまして、2017年度には約14万件、この検索の表示抑止の結果をやっております。実際、ほぼ全て検索結果表示抑止に関しては要請は承諾されていて、違法コンテンツへの検索結果というものは表示からは消していただいているという状況にはなっております。

さらに、この後御報告があるのだと思いますけれども、12ページ目、最近の違法サイトというものは広告収入を得ているサイトも多いので、広告出稿抑止要請、出稿停止要請というものを広告関連業界団体様に御協力をお願いして、今後進めていきたいと考えているところであります。

以上、簡単ですが、御報告をさせていただきました。このほかにもCODAとしましては、消費者の皆様への普及啓発というものも重要だと考えておまして、先ほど御紹介のあった日中韓で普及啓発の動画などを作成して、それを流すという啓蒙活動もあわせて行っているところではあります。

簡単ではありますが、私の報告は以上になります。

○村井座長 ありがとうございます。

それでは、日本インタラクティブ広告協会様からの広告業界の対応についての御報告をお願いいたします。

○勝野様 JIAAの勝野と申します。本日この貴重な説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

最初に私から1つ御報告をさせていただきます。私ども広告関係3団体、JAAは広告主、JAAAは広告業、そしてJIAAはメディアの団体でございますけれども、6月8日に海賊版サイトへの対応策強化ということで、共同のリリースを出しております。これは今、CODAさんから御説明があったサイトに基づいて、従来より取り組んできました違法・有害サイトへの広告配信を抑止する活動、これをさらに強化していこうということでございます。それぞれの立場での意識のずれやリストの漏れを防ぐということで、精度を上げていきたいと考えております。本日はお手元に資料5というものをお配りしておりますが、その具体的な取り組みについて、私どもの事務局長、柳田より御説明をいたします。よろしく願いいたします。

○柳田様 それでは、御説明いたします。

まず1ページ、団体概要です。日本アドタイザーズ協会（JAA）は、広告を出稿する広告主の団体です。大手企業を中心に288社が加盟しています。日本広告業協会（JAAA）は、広告会社149社が加盟する団体です。日本インタラクティブ協会（JIAA）は、インターネット広告の媒体社、広告会社、広告配信会社など261社が加盟しております。

2ページ、本日は広告業界の海賊版サイトへの対応について、現状、背景、課題、それから、対応策をお話しさせていただきます。

3ページ、現状です。インターネット上に、著作物の違法コピーを掲載する海賊版サイトやいわゆるリーチサイトが多数存在しています。広告がそのようなサイトの資金源の一つになっていると指摘されていますが、広告主や広告事業者が気づかずに広告を出稿・配信しているという現状があり、対策が急務となっています。

一例ですが、左の画像は海外の海賊版サイトです。日本語の航空会社の広告が海外から配信されています。右の画像はテレビドラマのリーチサイトです。ゲームなどの広告が複数掲載されています。

4ページ、背景です。このように海賊版サイトに広告が掲載されてしまう背景には、インターネット広告の出稿・配信の効率化・自動化が進んでいること、それから、国内外の多数の広告事業者がシステムを連携・接続して複雑化していることが挙げられます。左のグラフは市場規模の推移ですが、運用型広告と言われる自動的・即時的に最適化を行う手法が拡大しています。それによって、右の概念図のような広告取引のサプライチェーンに違法・不当なサイトが紛れ込み、意に反して広告が掲載されてしまうということが課題になっています。

5ページ、課題です。左の図は予約型広告と呼ばれる出稿条件に沿った媒体を指定して配信する従来型の取引をあらわしています。右の図は運用型広告です。運用型広告では、さまざまな媒体の広告枠が取引されていますが、出稿条件に応じて自動的・即時的に媒体を選択して配信していますので、図のように経路が非常に複雑化・多様化しています。このような中で、不適切な媒体、広告掲載先を排除することが課題となっております。左下に参考として、不適切な広告掲載先の例を挙げております。

6ページ、対応策です。これまでも違法・不当サイトに対しては、自主的な対策に継続して取り組んでまいりました。例えばJIAAでは、官民連携の取り組みとして、警察庁、IHC様から、児童ポルノや危険ドラッグなどの違法・有害サイト情報の提供を受けています。会員社がその情報を利用して広告配信停止などの措置を行っています。海賊版サイトについては、CODA様から、JAA、JAAA、JIAAの3団体に、悪質性の高い著作権侵害サイトのリストが提供されています。リストをそれぞれの団体から会員社に共有して、対策を実施しています。また、今後四半期に一度更新したリストが提供される際に、対応策の強化・改善のための協議を行うこととなっています。

7ページ、先ほど5ページの運用型広告の図に対策を示したものです。広告掲載先に紛れ込んでくる海賊版サイトへ広告を配信しないよう、CODA様から提供されるリストを各事

業者がそれぞれの立場で活用して、必要な対策を行っていきます。例えば左側の広告主や広告会社では、広告掲載先の選定時にリストに記載されているサイトを排除したり、リストを広告掲載後のサイトパトロールに利用したりします。DSPでは、広告掲載先の判定などに利用します。また、アドネットワーク、アドエクスチェンジ、SSPでは、リストに記載されているサイトを排除することが主な利用方法で、モニタリングや新規サイトのフィルタリングなどに利用します。

8 ページ、広告業界団体の取り組みですが、JAAでは、7月9日にCODA様との取り組みや対策ツールの紹介などの啓発セミナーを行う予定です。また、6月8日に3団体での海賊版サイトへの対応策強化を発表していますが、JIAAでは同時に対応方針を発表しておりません。会員社の認識や実態を調査して、必要な改善や対応策を検討していきます。さらに、昨年設置した専門部会を恒常的な委員会として改組いたしました。今後、適切な広告掲載先の選定を行うためのガイドラインの策定も検討する予定です。また、米国や英国では、業界横断でインターネット広告の諸問題に対応する組織をつくり、自主的な規制を行っています。JAA、JAAA、JIAAの3団体でも、諸外国と同様に業界横断での自主的な対策の枠組みづくりを構想しているところです。

9 ページ、事業者各社による対策です。先ほど7ページの図に示しましたとおり、各事業者がそれぞれの立場で対策を行っています。広告主や広告会社、DSPなどの広告枠の買い付け側では、広告掲載先を指定したり、コントロール可能なサービスを選択したりすることが対策として挙げられます。また、買い付け方法を限定したり、記載のようなさまざまな技術的な対応策を導入したりしています。また、媒体社、アドネットワークやSSPなどの広告枠の提供側では、広告掲載先の品質管理が対策として重要です。モニタリングやフィルタリングなどによって不正サイトの排除やリスクの低減に努めています。

最後に10ページ、まとめです。まず、海賊版サイトは運営者が不明なもの、違法性が明らかでないものも多いと思われます。周辺施策である広告掲載抑止などの対応を広告関係団体と権利者団体の連携により改善・向上させながら、柔軟かつ機動的に広告業界の自主的な取り組みとして遂行してまいります。

違法・不正サイト対策は、実態を十分調査の上、複合的で実効性のある対策を継続的に行っていく必要があると言えます。事業者などがそれぞれの状況や立場に応じた有効な対策がとれるよう、関係者間で協調・協力関係を築くことが望ましいと考えております。

なお、一部の海賊版サイトで行われていたアドフラウドは、海賊版サイトに限らず、巧妙かつ悪質な手口で広告費を詐取する悪意ある第三者による詐欺行為であり、グローバルな問題です。世界広告主連盟、インタラクティブ・アドバイジング・ビューローなどのグローバル組織での国際協調のもと、アドフラウドの排除・監視体制を引き続き推進してまいります。

11ページ以降は参考です。各事業者が行っている対応策の詳細を記載しております。また、権利者団体などとのこれまでの取り組みも御参考までにごらんください。

以上で御説明を終わります。

○村井座長 ありがとうございます。

それでは、以上の報告に関連しまして、皆さんの御意見、御質問を受けたいと思います。50分ぐらいあります。前回と同じように、御意見のある方はこれを立てていただいて、御発言いただきたいと思います。

森さん、お願いします。

○森委員 ありがとうございます。

御説明ありがとうございます。さまざまなことがわかりました。CODAさんにお尋ねしたいと思いますが、資料4の8ページなのですけれども、海賊版サイト、特に悪質な海賊版サイトがこの左側のCDN、配信代行を使っていて、それによって非常にスムーズに見られるということだと思うのですが、先日、CDNに対しては、削除の通知は送っているけれども、訴訟はしていないということも伺ったのです。それが実際にCDNに対して訴訟をされていないのかということと、どうしてそういう事業者さんがCDNに対して訴訟されていないのか、もし事実ならば、訴訟をされないのかということをお教えいただきたいと思います。

もう一点は、特に悪質とされた海賊版サイト3サイトについて、刑事告訴をされたかどうかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○墳崎様 まず最初の点ですけれども、CDNの代表として掲げられたCloudflareに対して、私の認識している限りでは、日本の権利者が民事訴訟を行っているというのは聞いておりません。というのは、一応その理由というところですが、Cloudflare側としては、向こうの自分のところにサーバーにとりあえずないという話をされていて、かつ、サーバーの場所は開示はされてくるわけです。そこまでは出てくる状況下にあるという点と、米国のほうで、一部裁判が行われているというのもあり、その動向を見ているというところから、現状では行っていないということになります。

2点目、刑事告訴をしたかという話ですけれども、「漫画村」に関しては私が回答するのはなかなか難しいのですが、今、お手持ちのペーパーにありますとおり、MioMioに関して行政投訴をしております。御存じかと思いますが、中国においては行政と刑事という形で分かれておまして、先方の売上額が一定額を超えている場合には刑事になるというような刑事訴追基準というものが存在します。森先生は当然御存じだと思いますけれども、行政投訴した結果として、そういった証拠が出てきた場合には、行政から刑事に移行する形になっておりますので、この行政投訴が、すなわち刑事投訴に類するものであると考えております。

2つ目、Anitubeになりますけれども、Anitubeに関しては、ここに書かれておりますとおり、ブラジルで刑事告訴をしております。

○村井座長 よろしいでしょうか。

○墳崎様 できれば補足をお願いいたします。

○塩見様 「漫画村」に関しては、早い段階から刑事告訴の準備をしているという段階だ

と思います。

○村井座長 森さん、お願いします。

○森委員 ありがとうございます。

ありがとうございました。刑事告訴についてはわかりましたが、CDNのほうはよくわからないなと思っていて、別に非常に深刻な看過できない被害がまさに起きているわけですから、そういう趣旨だと思っていましたので、どうして訴訟されないのかは非常によくわかりません。費用がというのは、今、先生はおっしゃいませんでしたけれども、別にいろいろな方法があって、もちろんアメリカでDMCAベースでやるというのは、これは損害賠償も恐らくは高いでしょうし、費用もたくさんかかる。そういうプレッシャーを与えるという意味では、それが一つの選択肢ですし、国内で提訴してしまうという方法もあるわけですから、なぜ提訴されていないのかということは、非常に不思議だなと思いましたけれども、もしお答えいただけるようならばお願いします。

○村井座長 いかがですか。よろしいですか。

○墳崎様 これは私の個人的な意見に近いとは思いますが、基本的には中継サーバーというのは当然ほかにもあるわけで、そこをたたいたからといってどうこうなるのかという話が一点。

もう一つは、アメリカであればそうですけれども、例えば中国のサイトについて、こういったサーバーに関して、MioMioなどはCloudflareは別に使われていたわけではないですけれども、サーバーに関して訴え提起したとして、日本の判決文は別に中国で執行できるわけではないので、その点に関して日本で提訴するというのがあまり現実的ではないとは考えております。

○村井座長 よろしいでしょうか。

お願いします。

○森委員 ありがとうございました。わかりましたけれども、御説明を伺っていると、刑事告訴も訴訟もそうなのですが、MioMioとAnitubeについてはやりましたけれども、「漫画村」はやっていないとかというお話だと、私の持っていた緊迫感といいますか、そういうものとは違うのかなと思いました。それはなぜかという、この悪質な海賊版サイトというのは、一つ一つが重大な被害を今まさに発生し続けるものであって、だからこそ緊急に対策が必要だという議論がなされていて、私はどうしてもブロッキングのほうに頭がいつてしまうわけなのです。だから、今、まさに生じている被害をとめなければいけないのだということかと思っていましたので、2個やったけれども、1個やりませんでした、これからは検討しますというのは、ちょっと意外なお答えだったなと思います。

以上です。

○村井座長 そのほかの御意見、いかがでしょうか。

立石さん、お願いします。

○立石委員 教えていただきたいのですが、同じくCODAさんの資料4の4ページ目

のところ、一つは、ここでレジストラへの削除要請で、1日のみのアクセス不能になった理由がもしわかるようでしたら教えていただきたいのと、このレジストラへというのは、差し支えがなければ、実際はどこに要請したのか。

同じくドメインに関してなのですが、8ページ目の右下のところ、これは何と読むのかわからないのでけれども、悪質なドメイン代行サービス業者とある、これはエヌジャラと読むですか。ここに対しては何かアクションされたのかということをお教えいただきたいと思います。

○村井座長 お願いします。

○墳崎様 レジストラの名前は開示しにくいです。要は、対応していただけたところではあるので、そこが使われなくなるということも困ってしまいますので、海賊版サイトに使われないという形になっても、そういうことがわかってしまうということも困るので、回答しにくいです。これは何で1日のみアクセス不能かという、レジストラ側が対応してくれたからだという認識です。ただ、別のところを当然利用されてすぐ復活したと、そういう記憶ではあります。

もう一つ、8ページ目、下のNjallaに関して言うと、これは既にDMCAが来ても対応しないところを標榜しているところではありますので、削除要請通知などを行っても、もはや意味のないところにはなっております。

一点誤解があるようなのですが、**「漫画村」**に関して私が答えていないのは、出版業界さんがいらっしゃるので私が答えていないだけであって、やっていないという趣旨ではないです。プラスで言うと、MioMioやAnitubeに関していろいろやっているというのは、当然彼らは長い時間侵害してきているので、我々としても対策をかけてきたという部分はあります。それは無視できるものではなかったと思いますが、これだけやっても当然消えなかった話でして、その長い時間の対策の間も当然被害が拡大していたということになります。

「漫画村」に関して言うと、これは後ほど伊東さんあたりから補足もしていただきたいところではありますけれども、短期間で物すごい量の配信が行われていて、MioMioやAnitubeと同じように何年もかけてやるような状況ではなかったというのが一つあるのだと思います。

○村井座長 ありがとうございます。

宍戸さん、お願いします。

○宍戸委員 CODAさん、出版広報センターさん、それから、三田先生にそれぞれ御質問があるので、これは分けてやったほうがよろしゅうございますでしょうか。

○村井座長 では、順番に行きましょうか。

○宍戸委員 CODAさんにお伺いしたいのは、スライドの10枚目の間接対策のフィルタリングのお話なのですが、これはお話を伺っていると、ここで言うフィルタリングというのはパソコンから権利を侵害する海賊版サイトへのアクセスについてセキュリティーソ

フト会社に情報提供しているというお話のようでもございましたけれども、携帯やスマホからの海賊版サイトへのアクセスについてフィルタリングの事業者やリスト作成とか、そういったことに御協力されているということはおありなのではないでしょうか。まず、これをお伺いしたいと思います。

○墳崎様 御指摘ありがとうございます。ぜひ、そのあたりは進めたいと思っているところではあるのですけれども、まだそこまでできていないというところにはなります。ただ、そういった部分に関して、各社さんに話はさせていただいたときはあることになってはいますが、なかなかこのフィルタリングの対応もそこまでスムーズに進んでいるわけではないので、あくまでも各社様の任意ベースでお願いできているところではありますので、徐々に広げていっているということになります。

○宍戸委員 ありがとうございます。

続いて、出版広報センターさんにお伺いをしたいのですけれども、先ほど御説明の中で、特に各社のキラーコンテンツとなるキャラクターが一堂に会して、青少年に対して著作権の重要性とか、あるいは海賊版サイトの問題を訴えるという展開を今後されていくということで、私はこれは大変貴重なことだと思っているのですけれども、例えばSNSでの展開でありますとか、青少年は新聞ではなくてインターネット経由あるいはSNS経由でそういった情報に接するのだと思うのですけれども、SNSでありましたり、ISPと協力して、こういった普及啓発活動を展開されるというお話し合いは既にされているのでしょうか。

○塩見様 されているというか、具体的にワーキンググループで話を進めていて、それでここにちょっと書いてありますけれども、具体的な情報発信については7月中をめどに現在作業を進めているところということです。

○宍戸委員 ありがとうございます。恐らく青少年に実効的にそういった普及啓発のコンテンツをうまく届けるにはどうしたらいいかということについて、SNSの事業者、ISP、あるいは検索エンジンとか、いろいろな方を含めて、これまでいろいろな知恵がそれ以外の違法・有害情報についてもあるだろうと私は思います。ですから、関係の団体の方、この場に座られていたり、あるいは関連企業などもあると思いますけれども、そういったところとの話し合いをきっちりやるということが、恐らく今回の普及啓発活動に非常に有効だと思いますし、私も関連している団体ないし御相談を受けることのある企業などで御協力できることがあればいいと思っております。

○塩見様 貴重な御意見ありがとうございます。そのような方向で私たちも前に進んでいきたいと思っています。

○宍戸委員 ありがとうございます。

○伊東様 集英社の伊東ですけれども、宍戸先生、一つ補足をさせていただいたよろしいでしょうか。Googleさんと文化庁さんと、アイデアレベルでは検索連動広告で「海賊版 ネットバレ」とかと検索すると海賊版をやめましょうという意見広告を出すのがどうか、電子書店さんで、例えばLINEマンガさんなどでLINEを使ってLINEマンガさんから中学生、高

校生に発信できないかとか、いろいろアイデアレベルで頑張っていて、宍戸先生の言葉に非常に励まされましたので、それを頑張っていきたいと思っています。

○宍戸委員 ありがとうございます。多分そういうことが非常に重要な、全体としてパッケージでどう普及啓発を展開していくのか、いろいろなレイヤーでいろいろなステークホルダーと組んでいくということが、私はこれは非常に重要なことなのだろうと思います。

3点目に、三田先生に2点お伺いをさせていただきたいと思います。まずは私は東京大学のスタッフでございますけれども、我が大学の受験生の増加に御協力をいつもいただきまして、ありがとうございます。

これは余談でございます、1点目は、今後の漫画業界の国際競争ということについてお話がありましたので、お伺いをしたいのですけれども、一つは、現在まずは月刊誌であったり週刊誌があって、それが本に展開されて、あるいはウェブ上のマガジンでまず最初にやって、それが例えばアニメになったり、キャラクターグッズになったりと、こういった多メディア展開というものがされていると思うのですけれども、そういったものを国際的に展開していくに当たって、業界、これは出版界を含めてもちろんということでございますけれども、あるいは政府において、そういったことについてどういった支援があるか、いいとお考えなのか、そういうことについての作家の方々の間での議論がどれだけあるのか、そういう議論をする場があるのか、こういったことが1点目でございます。

2点目は、海賊版の問題に対する対応といったときに、出版の領域だと出版社の方が前面に立って権利を行使するしないというお話を耳にするのですけれども、作家、執筆者の方が何らかの権利行使に加わるということについて、何か支障のようなものがあるのか、あるいは、それは結構積極的にやっているということなのか、不勉強でございますので、教えていただければと思います。

○三田様 最初の御質問ですけれども、ある大手の通信会社の方とか、広告代理店の方などから、いろいろなアドバイスを求められる場合があります。漫画コンテンツをとにかく海外に売りたい、日本の漫画を世界に広めたい、どうしたらいいかという御相談をいろいろ受けるのですけれども、そのときに1点だけ私から言わせていただいているのが、実は漫画というのは読む側にも技術が要るのです。要するに、読者の側に漫画を読み取る能力が必要なのだと。例えで言うと、野球を世界に普及させたいと。全く野球をしていない国にいきなりバットとグローブとボールを送りつけて、さあ、これで遊んでください、野球をしてくださいと言っているのが現状ではないかというのが、私の意見なのです。つまり、バットとボールとグローブを受け取った側は、どうやって遊んでいいかわからない、プレーの仕方がわからないわけです。

つまり、私が言いたいのは、最初にまずルールを世界に普及する、ルールを知ってもらおう。要するに、漫画を読み取る力をまず世界の人々に持ってもらおう。そのファーストステップが私は大事だと思うのです。具体的には、アジアの国々の例えばタイとします。タイにある民話であるとか、偉人の伝記とか、そういうものを少し短い小冊子について、日本

でそれを漫画につくってあげて、それを子供たちにまず配布する。子供たちに漫画の読み方をまず身につけてもらう。それから、漫画を展開するという、最初の地道なステップが私は必要ではないかと。とにかく漫画はいいものだから、持っていけばみんな知ってくれるという考え方で今まで取り組んでこられたのではないかと。なかなかいきなりその漫画を見せられても、それを読み取る力が備わっていないと、それは自分たちですぐ楽しめるものではないのです。日本人は60年、70年近く、漫画を読み続けた伝統がありますので、子供のうちからそれは身につけているのですけれども、世界各国では、こま割りの位置、キャラクターの表情とかが、なかなか直接伝わるといことが難しいので、私はもっと地道な啓蒙活動、啓発活動から入られたら、まず、その技術を身につけてもらえれば日本の漫画は非常におもしろい、優秀ですから、一気に世界に広まるのではないかと考えています。

2点目、こういう海賊版に対する対策が、漫画家側からのアクションとしてどのようなものがあるのかのお尋ねなのですけれども、我々は著作権というのは、御案内のとおり、出版社は出版する権利は持っています。ただ、それ以外の権利は通常、我々漫画家が全て所有していると、法律上ではそうなっているのですけれども、漫画家自身が権利を自分で管理するということは、まず不可能なのです。非常にこれは複雑な仕組み、法律関係の問題をクリアしないとイケない。漫画家の能力では、到底その権利を管理することはできない。自然とそれは出版社さんに委託して、言い方があれかもしれませんが、貸与といえますか、出版社の側にそれを使っただけという関係性になっていますので、我々ができることは、本当にTwitterとかSNSで海賊版はやめてくださいと言うぐらいしか、今のところ対抗策がないというのが現状です。我々が著作権というものを使って、権利を行使して何かアクションするというのは、現状ではかなり難しい。

ただ、最近エージェントというビジネスが漫画界、出版界には起きています。作家の権利を自分たちでエージェントが管理をして、作家と二人三脚でそれをいろいろなビジネスに使っていくというビジネスが最近起り始めていますので、そうなってくると、何か一つの我々なりの行動というものが起こせる可能性が少し芽生えてきたというのが現状だと思います。

○村井座長 ありがとうございます。

瀬尾さん、お願いします。

○瀬尾委員 いろいろ勉強になって、今の手法的な話も大変興味があります。ただ、今回の海賊版サイトをとめるに当たっては、手法について、例えばサイトブロッキングで話題になっているように、いろいろな問題がある手法の話もあります。ですのでそもそもなぜ海賊版サイトができるのか、これを阻止することが最も重要なのではないかと私は感じました。

それはどういうことかという、今、つらつら考えるに、アナログであるコミック誌がどんどん出ていく中で、これがデジタル化をしています。それがどんどん伸びてきている。

そのときに、ただ、例えば時期的にもデジタル版は遅かったり、見にくかったりとか、不便があるのかもしれない。「漫画村」のときには、ある意味、非常に好評でしたから。また、もう一つは、価格もこれまでの金額と違った価格体系だから、払にくいかもしれない。例えば200円、300円、400円を持って買いに行くのと違って、電子決済が必要になるのかもしれない。いろいろな問題があるのかもしれませんが。ただ、それは私はアナログからデジタルへ移行する間のきしみのようなものではないかと思っています。今回は、そのきしみのような時期の間隙について海賊版が出ている。これは恒常的に出てくるものというよりは、その非常に時期的な要素が大きいように感じます。

そのときに、では、何でできたのかというと、利益を得るために設置されている海賊版がほとんどではないかと思います。愉快犯とかコンテンツを愛する余りとかという海賊版があることも私は承知しておりますけれども、ほとんどは利益だろうと。

その次に、では、何なのだろうとしたら、実は広告さんの御説明の中で、現在の広告の手法というのは、ある一部分がブラックボックス化しているという話を聞きました。今後AIとか、いろいろな形でこれは出てくると思います。ただ、このような広告でこれまでと一番違うのは、広告主さんと広告代理店さんが広告を出すことによって、第三者に利益を供給するシステムではなかったものが、メディアを使うことで第三者への供給システムになってしまっている。その供給先が、今回海賊版だったわけですね。そこは非常に大きな問題なのではないかという気がします。

その中で、プロセス不明の手法を使って、広告という一つの手法の中で第三者、しかも、特定し得ない第三者に利益を供給するシステムが現在生じている。これに海賊版という今のいわゆるコピーをした業者さんたちはつけ込んだと言えるのではないかと私は思いました。だとすると、基本的には、第三者に利益を供給して、その供給先が、一生懸命1つずつ潰していても紛れ込んでしまう反社会的もしくは犯罪に関与するところに供給してしまうシステム自体が、私は問題があるのではないかと思いました。しかも、それは一度そうやって流れてしまって、ごめんなさい、やめましたといっても流れたお金は流れてしまっているわけです。これは広告という基本的なメディアとしての広告主さんに対しても大きなリスクを負わせてしまうことになる、そういうシステムだと思います。

今のシステムが悪いというのではなくて、非常に効果的になってきているし、いろいろな方に的確に広告を届けるシステムができてきていますけれども、その中でこういう問題ができてきているとすると、これについて私はこの海賊版に限らず、非常に大きな問題だと思います。

それで一つお伺いしたいのですが、その中で、自主的かつ個別の取り組みであるとおっしゃっていました。これだけ大きな問題に自主的かつ個別の取り組みで対応することが可能であるのかどうか。また、いろいろその中での対応を、今後おつくりになるというお話を伺っておりますけれども、やはり法的な何らかのルールが必要なのではないか。大変大きな問題になってくると思いますが、私がきょういろいろなお話をお伺いして考えた海賊

版の最大の問題は、お金が流れていることだと思います。様々に手法でとめるよりも前にお金が流れなければ、相当数の海賊版はインセンティブを失うように思います。ですから、この点について、きょうのJIAAさん、JAAさん、JAAAさんに、今のような考え方というのは、私自身、実は広告の写真などもやっていたけれども、基本的に違うのかなということもあるし、もっとやっているのですよということがあれば、ぜひ私の意見について違うのかどうか、何か問題点があるか、誤解があるか、またはより進んだ試みをなさっているのかどうかお伺いしたいと思います。

○村井座長 ありがとうございます。

すぐお答えいただけるのならばそれでお答えいただいてもいいですけども、お待ちの方がいらっしゃるのです、先へ進んでから、今の御質問の形にもなっていたので、考えておいていただきたいと思います。

野間さん、お願いします。

○野間委員 講談社の野間でございます。

これまで私どもは、いろいろな対応策をとってきたわけですが、結果的に「漫画村」をはびこらせるような形になってしまいました。きょうは、我々の対策というのは十分ではなかったのかなという大前提に立ったうえで話をさせていただきます。

先ほど刑事告訴という話もありましたけれども、「漫画村」に関しては警察への被害届を出しております。ここにも資料がありますが、昨年後半からずっとやりとりはしております。ただし、捜査の状況というのは我々は聞かされる立場にはないので、どうなのかかわからないというところでございます。

また、Cloudflareとかは訴えないのかという件については、日本からやることにどこまで意味があるのかというご指摘もありますけれども、私どもはアメリカに会社も持っております。そこでの議論はCloudflareをやる前に、アメリカに多数はびこる海賊版サイトをどうたたき潰せばいいのかということは今、検討しているところです。また、アメリカは弁護士費用も高いですし、勝てば勝ったで賠償金などはいっぱいもらえるのかもしれないですけども、やるのが余りにも多過ぎて、そこまで手が回っていないというのが現状です。エリアごとに優先順位というものは異なってくるだろうとも思っています。

今回の問題で我々の最終的な目的というのは、違法なコンテンツを、特に悪質な形でサイト上に上げてくる人たちを撲滅したいということです。別にサイトブロッキングをしろとか何とかしろとか、そういうことではなくて、そういう違法なコンテンツをとりあえず削除できるように、相手がどこにいるのかわからなくても削除できるような状況をつくってほしいと思っているのです。正規版は我々もいっぱい出しているのです。先ほどの経産省さんからの話もありましたけれども、海外を含めて漫画雑誌の同時配信というのは、もうほとんどの雑誌でやっています。そういった意味では、我々もどんどんさらに今後正規版を流通させるための努力はやっていきますが、少なくとも違法コンテンツが、相手はわからないけれども、すぐに削除できる形、その方法論をぜひ法律として決めていただきたい

いと思っております。

以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

福井さん、お願いします。

○福井委員 のんびり構えていたら、時間が大分なくなってきました。

御説明いろいろありがとうございました。2つの質問と1つのコメントがございました。一つは出版広報センターさんへの御質問で、売り上げの推移です。電子コミックがどのような影響を受けて、どういう回復を見せているか、まだ暫定値とお見受けしましたので、より充実した情報をぜひお出しいただきたいと思います。

もう一つは、JIAAさんについてでありまして、媒体社、あるいはアドネットワーク、SSPなどの広告の提供側、ここに広告配信の特にブラックな海賊版サイトに対する配信の停止、モニタリング、フィルタリングなどを求めていくという対策をお教えていただきました。ただ、この中には海外事業者がいて、たびたび言われたのは、いわば行儀のいいところは言うことを聞いてくれるのだけれども、そうなったときには、海外の事業者に流れてしまうのではないかということが指摘されていたように思います。海外事業者をどのように巻き込んでいくのでしょうか。あるいは悪質な、アンダーグラウンドな事業者をどう排除していくのでしょうか。この実効策をお伺いしたいと思います。

最後にコメントです。CDN、Cloudflareのお話が出ていました。私もこれに対する法的手続や社会の状況も変わってきたので、やるべしと思っています。ただし、彼らは中継サーバーです。仮に訴訟ということになれば、かなりの確率で自分たちはサービス提供申し込みを受けたから、あくまでも導管として情報を伝えているのであって、利用主体ではないという反論を恐らくしてくるでしょう。また、同時に、これに対して仮に差し止めその他の判決や仮処分が得られたとしても、これは国内に事業所がなければ間接強制という形になるので、結局最終的には海外の本体に向かって執行をかけていかなければいけません。つまり、海外での法的手続を避けられない可能性があります。そして、また、CODAさんの御指摘にもあったとおり、他のCDN事業者に流れてしまうということも当然考えられるところです。こういうことを考えると、まずは海賊版をばらまいている本体サイトをたたきに行く、これを施行するのが、中継サーバーへの対応がそれに対して後になったというのは、私は割と客観性のある行動だったかなという気がします。

また、同時に刑事告訴についてのお尋ねもありました。よく知られているとおり、刑事告訴というのは捜査の前提ではありません。これについては大分誤解が広がったような気がしますけれども、捜査というのは少なくとも海賊版のように密行性が必要なものでは、通常は相談から始まります。出版社等は警察に相談に行く、あるいは警察から声がかかるのです。そして、相談を繰り返しながら、鑑定依頼ということが行われていく。刑事告訴は事によると親告罪ですから、最後の段階で行われたりいたします。この辺は事実を照らした冷静な議論も必要かと思いました。

終わります。

○村井座長 ありがとうございます。

長田さん、お願いします。

○長田委員 まず今回のいろいろ考えていた中では、正規版のコンテンツがみんなにとって、ユーザーに非常に見やすい状態というものをつくっていくというのが一番大切だと私は思っています。それで出版業界の方、きょうは大勢いらっしゃるのをお伺いしたいのですけれども、先ほどの今野さんのお話もありましたように、音楽のところではすごく業界を挙げてみんなで力を合わせてつくり上げられたというお話を伺ったと思うのですけれども、出版業界さんのところは、今はそのコンテンツはばらばら、それぞれなのではないかという気もするのですが、全体的にユーザーに非常に見やすい形でのインターフェースをつくるような検討をされているのかどうか。

それから、今回4月の政府の決定における海賊版サイトを特定されたということは、私は検閲だと思っているのですが、そのことについて出版社の皆さんはどうお考えなのかというのを教えていただきたいと思います。

先ほど少し先生のお話の中にもありましたけれども、三田先生にお伺いしたいのですが、作家の皆さんたちが御自分たちの著作権管理を、例えば漫画家の皆さんの団体に管理していくというのが、これからそういう動きもあるかもしれないとおっしゃっていましたけれども、今までなかったのはなぜなのかなというのを教えていただきたいと思います。

以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

では、三田さん、その件、今までそういう団体のようなものがなかったとすると、なぜなのかという御質問だと思います。

○三田様 これはもう率直なお答えをさせていただくと、非常に漫画がもうかっていたからということだと思います。個人個人で十分利益を上げられてきた。まず、そういう右肩上がりの市場をずっと漫画は続けてきたということなわけです。つまり、著作権とか、そういうものを考えなくても、漫画家はヒットをすると紙の媒体の売り上げだけで十分大変な利益を上げることができた時代がずっと続いたからだと思います。ですから、著作権とか漫画家が保有する権利というものに、ほとんどの作家が興味がなかったということが、これはもう率直な意見だと思います。

昨今、自分たちの権利というものは一体何なのかということに、非常に目を向ける作家さんが多くなってきました。自分たちは何ができて何ができないのだろうということやだんだん皆さん、自分の権利というものに対して興味を持つようになってきましたので、特に電子書籍の市場がこれだけ活況になってきたことによって、さらに興味が増した。そういう意識が漫画家、作家側にたくさん出てきましたので、本当にこれからだと思います。自分の権利をどう使っていくのか、自分の権利で自分でどうやって利益を上げられるのかということに、非常に作家側がビジネスの感覚というものを持ち始めてきたということは、

これからのコンテンツ産業にとって私はとてもいい傾向だと思いますので、ぜひとも皆様にたくさんお知恵を拝借して、漫画家自身もこれから自分の権利というものをしっかり行使して、自分のさらなる創作活動に生かしていくというように、これから本当に考えてもらえるのだと思います。もう少々お待ちください。

○村井座長 ありがとうございます。

上野さん、お願いします。

○上野委員 時間も限られておりますので、出版広報センターのお話に関しまして、質問のような感想のようなことを申し上げたいと思います。

先ほどのお話によりますと、若い世代のユーザーに対して出版界による啓蒙活動が展開されているということで、これは大変意義のあることだと思っています。ただ、他方で、これはどれくらい効果があるのだろうかという気もするところです。

と申しますのも、いくら悪質な漫画サイトであっても、これを閲覧することは今の法律では適法だからです。確かに、キャンペーンといえば、映画に関する「NO MORE 映画泥棒」ですとか、昔であれば、違法サイトからの着メロのダウンロードはやめよう、といったキャンペーンもあったわけですが、映画の盗撮も違法サイトからの着メロダウンロードも著作権侵害に当たる行為であり、また刑事罰の対象でもありますので、こうしたキャンペーンは効果があると思うわけです。

これに対して、先ほど見せていただいた「STOP! 海賊版」というキャンペーンは、これをユーザーに向けてやっても、ユーザーが海賊版サイトをやっているわけではありませんので、結局のところ、海賊版サイトを見るのはやめようという呼びかけでしかないのだと思います。しかし、そもそも閲覧する行為は著作権法の問題になりません。また、複製についても、特に日本の著作権法の場合、違法サイトから私的使用目的でダウンロードすることは録音と録画に限って違法ということになっておりますし、さらに、違法サイトの閲覧に伴ってキャッシュやプログレッシブダウンロードという形での複製が行われても、現行著作権法47条の8によって適法ということになっております。

このように海賊版サイトを閲覧することが適法である以上、ユーザーに対してキャンペーンをするといっても、それは言ってみたら「倫理的な呼びかけ」でしかないのではないかと思います。もちろん、だからといって、法改正によってあらゆる違法サイトの閲覧を違法にするというわけにもいかないとは思いますが、さはさりながら、現行法のままでは、権利者の方が先ほどのような呼びかけを行っても、その効果には限界があるのではないかという気もした次第です。もし何かコメントをお聞かせいただけるようであればと思います。

以上です。

○村井座長 これはどなたに。

お願いします。

○伊東様 その点に関しては倫理とかマナーに関して訴えるということで、本当に中高生

にきくかということは我々も検討しております、それと同時に、海賊版サイトを閲覧すると、ウイルスとか個人情報漏洩とか、あるいは強制的にマイニングさせられるとか、スマホのバッテリーやギガが減るといような、そういう具体的な危険性、あるいは出会い系サイトとか、ドラッグのサイトに飛ぶとか、そういう危険性を訴えていくのを第2弾として考えています。

○村井座長 ありがとうございます。

川上さん、お願いします。

○川上委員 JIAAさんの資料について、一番最後のまとめで、海賊版サイトは運営者が不明なものと違法性が明らかでないものも多いという記述があるのですが、ここに関しては、違法性が明らかでないというのは、これは「漫画村」がリーチサイトに当たるからではないかということの意味していると理解してよろしいのでしょうか。まず一つ、これが質問です。

○村井座長 お願いします。

○柳田様 今の質問はJIAAに対してということでしょうか。

○川上委員 そうです。

○柳田様 これはどのサイトということではなくて、全般的に海賊版サイト、リーチサイトなど、違法性の判断ということは広告関係者が判断することが難しいということがあります。それも含めて違法性が明らかでないという言い方をしているということです。

○川上委員 実際にそうかどうかではなくて、広告業者が判断するのが難しいと。

○柳田様 そうです。

○川上委員 わかりました。今、そういうお話だったのですが、まず海賊版サイトが確実に違法であるということをやっていただきたいと思います。そういう意味ではリーチサイトなどの法制化はぜひ進めていただきたいということと、CDNを撲滅しなければいけないというようなこともいろいろ意見が出ていまして、そのことに関して私は非常に心強く思っているのですが、CDNを撲滅するためにも、その法律的根拠は何なのかというと、必ずしも私はそれは明確ではないと思っていますので、そのあたりもこの検討会で議論ができればいいなと思っています。

それと、前回の22日にニュースメディアのところでは、私がサイトブロッキングありきということ森弁護士に指摘されたということが、そこがクローズアップされて記事になったりしていましたが、若干不本意ですので、ここで言わせていただきたいのは、もちろん、これはブロッキングが必要なのは単純な理由なのです。違法なことをやっているサイトがあったら、そのサイトを停止させるのが一番いいに決まっているのです。ところが、海外においてはそれができない場合がある。その場合はブロッキングしか方法がないではないかというのが、私の主張です。

実際、きょうもCODAさんからもプレゼンがありましたけれども、MioMio、Anitube、現地で裁判もやった、勝った。それで、日本から見られるけれども、向こうの国では合法にな

ってしまった。こういう場合に一体ブロッキング以外に何かあるのかということです。と
いうときに、ブロッキングというのがその場合は第一の根本的な解決手段になるというこ
とを皆さんにはぜひ共有していただきたい。

それ以外の当然間接的な方法というのもあるれば、それで解決する分にはいいのですけれ
ども、解決しない部分は確実にありますから、そういう意味では、ブロッキングというも
のは考えざるを得ない。そのための議論が、どうも先日から見ていると、ブロッキング
ありきではないというのは限定的には認めても構いませんが、まるでブロッキングをしな
いがための、ほかにもある、ほかにもあるというような議論をされている方がいらっし
やるのではないのかなということをお私懸念しておりますので、それをやる時には、ど
ういう問題があるのかという議論もちゃんとここで進めていただきたいと思います。

以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

林さん、お願いします。

○林委員 時間のないところ、済みません。1点だけ。本日、漫画家の三田様からのお話
の中で一番印象的だったのは、電子出版が始まって、神の救い、これで経済環境が劇的に
好転したとおっしゃったところです。私は非常に印象深く思いました。つまり、コンテ
ンツの流通の場がこれまでと劇的に変わってきたということをおっしゃっているのだと思
います。

そうしますと、4月13日の会議の際も申し上げましたが、著作権法第1条の、文化の発
展の目的のために著作権を保護するという観点に照らし、現代のコンテンツ流通の場であ
るインターネット上で、いかにして著作権を実効性のある形で守っていくかが、非常に必
要であると、漫画家のお立場の方からも言われたのではないかと思います。

また、海賊版サイトに対するいろいろな対策をとっているのかという質問に対しては、
本日、各社から、CODAさんも含めて、民事、刑事、それ以外の広告出稿抑止なども含めて
様々な対策をとられているということもわかりましたし、集英社の伊東さんからは、2016
年度に経産省と一緒に268万サイトの削除要請をして、一旦は応じたけれども、結局、再ア
ップロードを繰り返したので閉鎖に追い込めなかったという御発表もいただきました。こ
ういったファクトは立法事実として非常に重要だと思います。

以上です。

○村井座長 ありがとうございます。

2周目で手を挙げていただいている方もいらっしやるのですけれども、時間も参りまし
たので、また次以降の議論、あるいは途中で事務局にお伝えいただいてもいいので、そ
ちらに行きますけれども、最後には我慢していたもう一人の座長が御発言するかと思
います。

○中村座長 ありがとうございます。

きょうは削除要請とか海外との協議、あるいは広告対策といった、さまざまな努力を関
係者の皆さんがなさっているということをお共有いたしました。

さらに、音楽や映像の分野でさまざまな取り組みが先行している部分があって、それも参考にして出版側も対策を進めるといった必要性も出てきたかと思えます。

また、宍戸さんがおっしゃったような普及啓発も私はとても大事だと思っておりまして、これは青少年のネット安全対策を総務省中心に進められているのはありますが、それも10年ほどの積み重ねでありますので、そうした政策との連携もまた大事かなと思えます。

さらに、長田さんや瀬尾さんが示唆された「漫画村」のような正規版をいかにしてつくっていただけるのかというのも大きな問いではないかと思えます。これら全体を含めた総合パッケージ対策が求められているというのが、きょうの私の感想です。

ありがとうございました。

○村井座長 ありがとうございました。

私も最後に一言、きょうは野間さんに来ていただいて、とにかくかなり緊迫感というか、急いで削除したいという割合に心の叫び的な話がありまして、前回の川上さんの話もそうですけれども、そここのところが一番大事なポイントです。だから、その解決方法が、例えばブロッキングしかないという川上さんの主張というの、いろいろな海外との関係とか、そういうところでもありますが、一方、前回申し上げたように、インターネットのアーキテクチャの中で、そういうことをどう進めていけばいいのかという方法論はそれぞれあると思えます。

一方では、今回いろいろお話を伺った中で、ある意味で、例えばそのカーブであるとか事務局の御説明、それから、三田さんからは大変重要な話をたくさんしていただきまして、どうもありがとうございました。一番全体の考え方としては、例えばルールをつくる。漫画という文化が出てきて、中国が今からこういうものをまねしたというか、そういうものがまた席卷をしていくだろうというときに何をすべきかというお話、それから、私は100人のうちの1人だけが経済的に成立しているようなときに、99人がどれだけ育ってくるかという環境をどうするか。こういった話は権利処理に関するお話かと思いました。

私はこのJIAAの方の書類を見ますと、この中にはもちろんダウンロードの中から出版が抜けているということもありますけれども、最後の参考のところを見ますと、著作権侵害は参考1のところに入っていますが、参考2というところにはさまざまな組織がありますね。これが先ほど三田さんがおっしゃっていた、先ほど長田さんの御質問に答えられていて、これからそういった権利がどういう新しいメディア、あるいはその電子出版とか、そういったことを使ったときに、どういう力強さを持って著作権保護というものができてくるのかということにつながってくるのかと思いました。

国際関係は、日中関係の話もきょう出ましたけれども、これは日本全体がどういう形で取り組むかというような大変大きな課題に結びつけていく、そういうことも必要だと思いました。

したがいまして、そういうことも含めた議論がこの中から生まれてきて、そういった方向性を示せばと私は感じたところでもございました。そういう意味で、大変貴重な御意見、

本日もいただきましたけれども、また今後の議論もよろしく申し上げます。

最後に局長から取りまとめをお願いいたします。

○住田局長 本日もどうもありがとうございました。

きょうは各大手出版社の方が全員来ていらっしゃる大変珍しい機会なので、どうしても一言だけ申し上げます。

今回、もともとその緊急対策の原点になったのは、何といっても月に1億6,000万ビューもある「漫画村」というサイトが登場したというところにあるわけです。これは何でこういうことが起きたのか。先ほど瀬尾さんもおっしゃっていましたが、何で海賊版がはやるのか、起きるのかというところ、特に「漫画村」みたいなとても破壊的なものが起きてしまうと困るわけで、その原因というのを考えると、先ほど中村座長もおっしゃったし、長田委員もおっしゃったように、出版業界横断で本当に見やすい、使いやすいものをつくらないと、きょうもいろいろな対策を議論していただいているわけですが、ああいうものが出てきてしまうともしかしたら負けてしまうかもしれない。いろいろな対策があっても、なお負けてしまうかもしれないというすごい不安を私自身は持っていて、そのところはいろいろな対策と並行して、ぜひ出版業界横断で、出版広報センターからもいろいろな横断的な連携で対策をとるといった話があったわけですが、さらにユーザーの側から見たときに、確かにこういうサイトがあったらもう絶対に正規版、これはいいねというようなものができる、一番力強いのではないかという感じがいたします。もちろん、ほかの対策もいろいろとるにしても、そのところはぜひ、今後ますます御尽力をお願いできればありがたいと思います。

そういうことも含めた総合的なパッケージを、引き続き次回以降も議論させていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○村井座長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局から次の会合の連絡をお願いいたします。

○岸本参事官 次回、第3回の会合につきましては、7月18日、水曜日、午後1時からの開催となります。場所につきましては、また改めて御連絡をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○村井座長 それでは、以上できょうの会議を終了します。どうもありがとうございました。